

砥部町高齢者表彰実施要綱

平成 26 年 4 月 22 日

砥部町告示第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内に居住する長寿者及びスポーツの普及に尽力した高齢者（以下「高齢者等」という。）を表彰し、広く住民の高齢者福祉に対する理解と関心を高め、あわせて高齢者自らの生活向上に努め意欲を増進するため、高齢者等に祝品及び記念品（以下「祝品等」という。）を贈呈することに関し必要な事項を定める。

(対象者及び祝品等)

第 2 条 表彰の対象者及び祝品等は次の表のとおりとする。

項	表彰区分	対 象 者	祝 品 等
1	米 寿	当該年において次の各号のいずれにも該当する者 (1) 数え年 88 歳を迎える者 (2) 9 月 1 日現在、町内に住所を有している者	2 万円相当の祝品
2	白 寿	当該年において次の各号のいずれにも該当する者 (1) 数え年 99 歳を迎える者 (2) 9 月 1 日現在、町内に住所を有している者	3 万円相当の祝品
3	金 婚 式	当該年において次の各号のいずれにも該当する者 (1) 婚姻期間が 50 年以上の者で過去に表彰を受けていないもの (2) 9 月 1 日現在、町内に住所を有している者	5 千円相当の祝品

4	満 百 歳	満百歳を迎えた日において 町内に住所を有している者	10 万円相当の祝品
5	高齢者スポーツ 功労	高齢者スポーツの普及に尽 力した者で町老人クラブ連 合会から推薦されたもの	5 千円相当の記念品

(贈呈方法)

第 3 条 祝品等の贈呈方法は、町長又は町長の代理者が贈呈する。

(祝状又は表彰状)

第 4 条 第 2 条第 1 項から第 4 項の祝品には祝状を、同条第 5 項の記念品には表彰状を添えて贈呈する。

(贈呈の期日)

第 5 条 祝品等の贈呈の期日は、次の表のとおりとする。ただし、次の表に掲げる期日により難しいときは、期日を変更して贈呈することができる。

表彰区分 (祝品等)	贈呈期日
米 寿 (2 万円相当の祝品)	当該年度の砥部町老人クラブ大会
白 寿 (3 万円相当の祝品)	
金 婚 式 (5 千円相当の祝品)	
満 百 歳 (10 万円相当の祝品)	満百歳到達日から 10 日以内
高齢者スポーツ功労 (5 千円相当の記念品)	当該年度の砥部町老人スポーツ大会

(雑則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表日から施行し平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 4 月 10 日告示第 99 号)

この告示は、公表日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 27 日告示第 103 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 5 月 11 日告示第 110 号)

この告示は、公表日から施行する。